

## 豊中市個別労働関係紛争調査委員会要綱

### (設置)

第1条 豊中市訴訟等に係る資金の貸付けに関する条例(平成15年豊中市条例第49号)第3条第2号に規定する訴訟等に要する資金の貸付け並びに市民及び市内の事業場に勤務する者に係る個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。以下同じ。)の適切な解決を支援するため、豊中市個別労働関係紛争調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 調査委員会及び調査委員は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 豊中市訴訟等に係る資金の貸付けに関する条例第3条第2号に規定する訴訟等に要する資金の貸付けの適否についての調査及び助言
  - (2) 個別労働関係紛争に係る事案の対応についての助言
  - (3) 個別労働関係紛争の適切な解決を支援するための施策に関する調査研究
- 2 調査委員会の各委員は、必要に応じ、前項に規定する所掌事項に関し、専門的意見を市長に助言するものとする。

### (組織)

第3条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、調査委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 調査委員会は、くらし支援課長が招集し、委員長が議長となる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、必要があると必要と認めるときは、関係者又は関係機関の職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 調査委員会の事務局は、市民協働部くらし支援課とする。

(委任規定)

第10条 前各条に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月2日から実施する。
- 2 豊中市労働紛争調整委員会運営要綱（平成5年7月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規則の実施の際、現に前項の規定による廃止前の豊中市労働紛争調整委員会運営要綱（以下「旧運営要綱」という。）第3条の規定により委嘱された豊中市労働紛争調整委員会の委員である者は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）に第3条の規定により調査委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日における旧運営要綱第3の規定により委嘱された豊中市労働紛争調整委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この規則の実施の際、現に旧運営要綱第2条の規定により定められた豊中市労働紛争調整委員会の委員長及び副委員長である者は、それぞれ実施日に第5条第2項の規定により調査委員会の委員長及び副委員長として定められたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。